

2022年4月から3段階で施行！

中小企業も大企業も待ったなしで同日施行！



会社の規模に関わらず、  
人事労務担当者は必ず把握して  
おこなうてはいけません！

産後パパ育休・育休の分割取得も  
10月からスタート！

- 新たな企業の義務が増えます。
- 就業規則や社内規定の見直し・改訂が  
必要です。

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備
- 育休制度の個別周知と意向確認の義務化
- 取得要件から「雇用期間1年以上」を撤廃
- 産後パパ育休/育児休業分割取得の創設



貴店番線印	注文	ここが変わった！ <b>改正育児休業早わかり</b>
	冊	